

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月1日(水) 午後1時30分から午後14時12分

2. 開催場所 宇和島市役所2階 大会議室

3. 出席委員 43(名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員	1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
	3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
			6番	大塚 武司
	7番	黒田 義人	8番	河野 順子
	10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
	12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
	14番	玉木 邦英		
	16番	冨永 文夫	18番	藤岡 功
	19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
	21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
	23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員	1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
	3番	氏原 邦弘		
	5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
	7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
	9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
	11番	中村 満永	12番	西村 守
	13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
	15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
	17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
	19番	森 松実	20番	山本 豊紀
			22番	和田 恵子
	23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 4(名)

農業委員
5番 大島 博雅 15番 土居 喜三郎

最適化推進委員
4番 梶原 茂夫 21番 吉見 一弥

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

1 3 番 谷本 宏明 1 4 番 玉木 邦英

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告について
報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第 4 号 農地原形変更届出書について
報告第 5 号 諸証明について
報告第 6 号 農地法第 4・5 条許可について

(令和 4 年 12 月 16 日～令和 5 年 1 月 13 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
議案第 4 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する「別段の面積」の廃止について
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主事	入川 大希	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 2 2 名、農地利用最適化推進委員 2 1 名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和 5 年 2 月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

こんにちは。先般、皆様方ご存知のとおり、1月14日に山本組合長の葬儀がございました。急なことでですね、私も非常に驚きましたと共に、まだまだやれたのになというふう感じた訳でございます。非常に気さくな人で残念な方を亡くしたな、と思っております。心よりご冥福をお祈りいたします。また、新しい組合長に吉見委員がなられました。昨日も会議で一緒だったのですが、大変忙しそうでございます。総会にもなかなか出席できないのかなと思いますけれども、そこは皆様の方でカバーしていただきまして、農協の方の発展に多少なりとも協力をいただきたいというふうに思っております。

先月の総会の後、運営委員会を開かせていただきました。次期改選の話で、運営委員会に女性委員が参加したいんだ、と。女性の委員さんからという話がございましたので、お諮りをいたしまして、運営委員会の中で地域から2名ずつの中に入れてそれで良いし、もし入らなければ1名ないし2名女性の方に出席をしていただく、というふうなことで了解をいただきました。私の方から一言付け加えておきますと、運営に参加するのですから積極的に会の行事にも参加をいただきたい、と。先般、熊本への研修旅行も女性会長だったので女性の方々にも行ってもらおうかなというのこともございまして、合志市にした訳なんですけれども。女性の方が来られなくて、向こうの会長も非常に残念がっておられました。そういうふうにして、こちらも多少なりとも配慮した訳ですが、残念な結果に終わりました。運営委員会へ出る場合には、会の行事にも積極的にご参加をいただきたい、というふうに思っておりますので、その辺りよろしくお願ひしたいと思っております。

それから先般、県の方で話がございまして。上乗せ条例、全国的なものでございますけれども、委員の報酬が少ない、ということですね。この委員さんの報酬を、上げるのではなく上乗せして、原資となりますのは農地利用最適化交付金というのが国の方から出まして、そのお金を使って報酬の上乗せをしてはどうか、というお話でございます。これも色々な条件があった訳ですけれども、これまでは実績7割、土地を動かすための活動は3割だった訳ですけれども、今度は逆にしまして、活動7割実績3割、実績に結びつかなくても活動さえしておけばこの交付金の対象になるということでございまして。当然この間伺いました合志市もやっておりますし、四国におきましてはあとの3県では全部の市町村がやっておられる、ということでございます。愛媛県につきましては、伊予市と松野町だけが上乗せ条例を制定しまして、実際にお金をもらっている。あとの方はまだなのでやってみてはどうでしょうか、と。積極的に活用してください、ということございまして。次回の改選以降にできないものか、ということ、今調整を進めているところでございます。副市長の方にも私の方から資料をお持ちしてお願いをしておりますので、またそれが活動の弾みになれば、というふうに思っておりますし、人・農地プランは地域計画というふうに名称変更になりまして、2年間で地域計画を作る、ということで委員さんの負担がこれまで以上に増えてくるというふうに思っておりますので、是非とも報酬上乗せ条例を作ってですね、皆さんの活動のお役に立てればと思っておりますので、その辺も進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今日も重要な案件が揃っておりますので、十分にご審議をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、大島委員・土居喜三郎委員・梶原委員・吉見委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に谷本委員、玉木委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を願います。

《中島次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

事案別の農地法第3条2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《西村委員》

94番でございます。所有権移転ということで、売り手の〇〇〇〇さんと買い手の△△△△さんは親戚にあたりまして、これまで貸借ということで□□□□さんが農地を借りて耕作しておりました。この度売買という形になりまして、このような形にな

っております。何も問題はありません。

《土居和宏委員》

失礼します。95番について説明をいたします。所有権移転ということでございますが、譲り受ける〇〇〇〇さんは以前もこの土地を耕し野菜を植えておられました。譲渡人の方も同意をされておりますので、なんら問題はないなと思っております。

《黒田委員》

失礼いたします。96番、これは譲渡人の方はここにいますように外国にお住まいでございます。実はこの方のご兄弟、男性がそれまではおられたのですが、数年前にお亡くなりになって、譲受人の〇〇〇〇さんがその農地を維持管理して野菜を栽培したり草が生えないように管理しておられた時期がございましたが、この度譲り渡したいとのご希望で、外国に住まれておりますが行政書士を通じて私の方に相談がございました。△△△△さんは83歳と高齢ではございますが、極めて元気な方でございますので問題はないと思います。97番でございますが、□□□□さんという方も81歳ではございますが、◇◇◇◇さんもお元気でございますので何ら問題はないと考えております。

《小清水委員》

98番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子関係にございます。今回、モノレールを補助事業を使って導入するというところでございまして、使用貸借権を設定するという事に相成りました。何ら問題はないと思います。

《河野勇一郎委員》

99番について説明をいたします。〇〇〇〇さんの農地を△△△△さんへ所有権移転するという話ですが、□□□□さんと◇◇◇◇さんは親戚関係でもあり、〇〇〇〇さんも熱心に耕作されておりますので何も問題ないと考えています。以上です。

《赤松利彦委員》

100番について説明をいたします。〇〇〇〇さんから△△△△さんへ所有権移転。親しい間柄で問題ないと考えています。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員

さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いいたします。

8ページから10ページに地図を添付しております。転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《瀧水委員》

25番について説明をいたします。申請人の〇〇〇〇さんは借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、妻の父親である△△△△さんの農地を借り受けて自己住宅を建設する計画です。また、1月30日には小清水会長、山本会長職務代理者、事務局職員と現地確認を行い、建設用地、用排水等の影響が認められないことを確認しました。

なお、既に碎石を敷いてありましたが、始末書は提出済であります。以上です。

《土居和宏委員》

失礼します。26番について説明をいたします。所有権移転でございます。譲渡人の〇〇〇〇さんですけども、3年ほど前この土地から移住をされて△△△△の方に行かれております。従いまして、その家が空き家になっており、その空き家になっている前に畑があったんですけども、その畑につきましての審議でございます。1月30日に会長さんはじめ事務局の方々と立ち会いを行いました。周りには農地もございませんので、何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

他に意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われる農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

事務局からは以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《井上委員》

失礼いたします。議案第3号番号1についてご説明申し上げます。

私、かれこれ長い間農業委員をしておりますが、納税猶予に関する議案というのは初めてでございます。新鮮な感じがします。

〇〇〇〇の△△△△さん、私個人的にも存じ上げている方なのですが、亡くなられて奥様の□□□□さんが相続税の納税猶予を申し出る、ということでございます。こちら、以前は20年耕作すれば良かったのですが、今は永代、生きている間は耕作をしなければならない、となっております。それで、81歳の奥さんが猶予を受けるということでございまして、1月13日に奥様◇◇◇◇さんと娘さんが来られまして、お話を聞きまして、実際の耕作の方は娘さんがされるということです。事務局、そして私も現地確認しまして、農業を営める状態であることを確認しておりますので、頑張りますと娘さんも言われておりましたので、問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の廃止について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

事務局からは以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

《井上委員》

失礼いたします。私、勉強不足で本年の4月1日から施行改正される農業経営基盤強化促進法の改正で別段の面積がなくなるということは、10aであろうと0.5aであろうと構わない、という解釈でよろしいでしょうか？

《中島次長》

所謂、これまで農地の取得については面積要件がありましたが、これが撤廃されます。ということで、面積がいくらでも一応権利の移転は可能ということです。ただ、それ以外の農家要件は残っていますので、例えば経営日数が150日以上とか農地を農地として耕作するとかそういった要件は残っていますので、そういった所を見て判断しないとイケないということです。

《井上委員》

それなら、新規就農の時も5反ないといけなかったのがなくても良いということでしょうか？

《中島次長》

はい、そうです。経営面積は要件はありません。

《井上委員》

はい、分かりました。

《 会 長 》

この点につきましては、国からの通達で日本国中全部廃止せよ、ということで、もう下限面積はなしということになりましたので、条例も全部撤廃せよということです。

その他、ご意見ございませんか。

《松本委員》

失礼します。以前相談があった案件があるのですが、農地ではないのですが畑の状態で少し、100㎡とか50㎡とか残っているような所を近所の人欲しいという案件があった訳ですが。下限面積が撤廃されても、農家要件があれば菜園として名義を変更することは可能なのでしょうか？

《濱田係長》

失礼します。農地法3条の調査書というものがお手元にあるかと思うのですが、その中で上から全部要件というのがあろうかと思いますが。この中で第2項第5号の下限面積が撤廃されるということになっておりますので、それ以外のもので判断していかなくてはならないというかたちになります。松本委員が仰ったように、面積がいくらでも、例えば5㎡でもその農地が欲しいということになれば、そこで150日必要かどうかという判断になろうかと思いますが、たかだか5㎡の農地のために150日必要ないかと思しますので、そこは現状でも必ず150日ないといけないという訳ではないので、5㎡の所有権移転でも可能という形です。

《松本委員》

分かりました、ありがとうございます。条件にもよりますができますよ、と。農業委員会事務局へ相談へ行ってくださいと話をしてもいい訳ですね？

《濱田係長》

大丈夫です。5㎡でも日数が足りなくても大丈夫ということではありますけれど、あくまでも農地を農地として利用するというのが大前提ですので、そのあたりはご確認をしていただけたらと思います。

《松本委員》

分かりました、ありがとうございます。

《 会 長 》

この場合も、三年三作の縛りがなくなったので、その時は私が耕作するつもりでありました、と。ところが体調が悪くなり翌月には耕せないので転用します、という話もあり得るようになってしまったのです。法律が変わってそういうこともあるので、転用に

については十分農業委員会で審査をなさいよ、ということなのですが。審査の段階ではやる気だったので、止めることができないので、そういう心配は大いにできます。その農地を駐車場に変えました、転用して駐車場に変えました、とできるようになるのですが、その点は農地を農地として守らなければいけない農業委員会としては非常に心配をしております。県にも話をしております。

他にございませんか。意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第4号農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の廃止について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

議案第5号の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《富永委員》

274番、275番の説明をさせていただきます。274番は〇〇〇〇さんの農地を△△△△さんが耕作するようになります。これは更新ですので何ら問題ないと思います。275番の□□□□さんですが、以前貸していた◇◇◇◇さんと〇〇〇〇さんが高齢のため変換されたもので、耕作者を募っていたところ△△△△さんがやってあげるといふことで、了解を得て新規となりました。問題ないと思います。

《土居和宏委員》

失礼します。276番についてご説明いたします。利用権を設定する方、〇〇〇〇にお住まいでございまして、引き続き利用権を△△△△さんが受けられると。更新でございます。問題ないと思われま。

《黒田委員》

失礼します。277番、〇〇〇〇にお住まいの△△△△さんが農地の所在地□□□□の土地を◇◇◇◇さんに引き続き耕作してもらおうということでございます。更新案件で何ら問題ないと考えています。278番は〇〇〇〇、ここは△△△△という集落は、この集落営農組織が殆どの農地を耕作しております。この度、□□□□さんのところにある土地を組合法人に基盤法によりまして利用権を設定され、◇◇◇◇方で耕作をするという形であります。新規ではございますが、何ら問題ないと考えております。

《今西委員》

279番についてご説明いたします。更新でございます。利用権設定を受ける〇〇〇〇〇さんは73歳と高齢ではございますが、認定農業者でありまして地域のリーダーとして元気に農業に励んでおられます。従いまして、利用権設定することに何ら問題ないと考えます。続きまして、280番から282番についてご説明いたします。3件全て更新でございます。利用権設定を受ける△△△△さんは75歳という高齢ではございますが、元気で農業に取り組んでおられます。従いまして、利用権設定されることに問題はありません。

《島山委員》

283番から286番について説明をいたします。283番、284番は新規の案件です。利用権を設定する〇〇〇〇さんは耕作者を探しておられましたところ、△△△△君が耕作するようになりました。□□□□君は年も若く認定農業者で、熱心に米も野菜も作っておられますので問題はありません。285番、286番は更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するという事なので、問題ありません。以上です。

《瀧水委員》

287番から289番について説明します。287番、〇〇〇〇さんは高齢で耕作ができなくなったため、△△△△さんが耕作するようになりました。問題ないと思います。288番、289番、この2つは更新でございますので何ら問題はございません。以上です。

《細川委員》

290番について説明します。〇〇〇〇さんの田を親類の方に頼んで作り手を探していたところ、知人の方と△△△△さんが知り合いで、□□□□さんの田も近くに作ってもらえないかと依頼をしたら話がまとまったということです。新規ではございますが何ら問題ないと思います。

《山口委員》

291番から295番の5件ですが、設定を受ける〇〇〇〇さんは大変熱心な、地域の中核的な稲作農家でありまして、何ら問題ないと思われれます。

《河野勇一郎委員》

296番について説明します。賃貸借件の更新ということであり、設定を受ける〇〇〇〇君は熱心にみかん作りに励んでおりますので、何ら問題ないと思います。

《滝澤委員》

297番について説明いたします。利用権を設定する〇〇〇〇さんと受ける△△△△さんは親戚関係でございます。□□□□さんは82歳と大変高齢なのですが、意欲的に農業、みかん作りを行っております。収穫時や繁忙期は親戚の方も手伝いに来ているようです。また、自分が頑張るといことなので、何も問題はないと考えております。

《小清水委員》

298番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんは若いですが、ずっと△△△△にお勤めでございます。農業をやっておりません。□□□□が◇◇◇◇さんの土地をずっと借りておいた訳なのですが、まだ契約期間はあったのですが3ページの81番で解約をいたしております。補助事業導入でマルチドリップをこの畑に導入するという事と、耐用年数の関係で再契約20年ということになりました。何ら問題ないと思います。以上です。

《森委員》

299番ですが、更新でございますので全く問題ないと考えております。

《山本豊紀委員》

300番についてご説明いたします。この案件は〇〇〇〇さんから△△△△さんに使用貸借権を設定するというもので、5年新規ということですが、書類上は新規となっておりますが既に数年前からこの土地を□□□□さんの方で耕作されております。◇◇◇◇さんは親子二馬力で取り組んでおられますので、全く問題はないと考えております。

《安並委員》

301番、302番について説明いたします。〇〇〇〇地区の区画整備の一環として、△△△△さんが□□□□へ農地を貸出し、これを◇◇◇◇から〇〇〇〇が借り受けて耕地整理をする、と。続きまして302番も△△△△さんの土地を◇◇◇◇へ貸出し、これを△△△△が借り受けまして区画整備をするという関係です。何ら問題はないと考えております。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

はい。挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和5年2月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
